

## 企画競争実施の公示

平成 30 年 7 月 4 日  
国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 マイクロシミュレーション技術に立脚した将来都市構造予測プログラムの作成業務
- (2) 業務内容 本業務は、「将来都市構造の予測・評価手法の高度化による目標管理・推進評価技術の開発(平成 28 年度～33 年度)」の一環として実施する調査業務であり、建研で検討したマイクロシミュレーション技術に立脚した将来都市構造予測プログラムの基本設計書を元に、データの入出力部分、一連の計算を実行する本体部分及び簡易的なユーザーインターフェイスのプログラミングの実施と、実都市データでの動作検証を実施するものである。
- (3) 履行期限 平成 31 年 3 月 13 日

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 一般競争参加不適格者(国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第 5 条の規定)に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有すると認定された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 国立研究開発法人建築研究所又は国土交通省国土技術政策総合研究所から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 配置予定管理技術者、担当者については参加意志表明をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において 3 ヶ月以上の雇用関係にあるものをいう。
- (6) 予定管理技術者は、次のいずれかの資格を有していなければならない。
  - ・ 予定管理技術者の資格
    - ① 技術士(建設部門、情報工学部門、応用理学部門のいずれか)
    - ② 博士号(博士(工学)等で建築、住宅、都市分野、土木、情報工学等において授与されたもの)
    - ③ 応用情報処理技術者
    - ④ 建築士(一級)
- (7) 予定管理技術者又は企画提案書の提出者は、次に示す類似業務のいずれかについて、平成 20 年度以降に完了した業務において、1 件以上元請として受注した業務実績があることを証明しなければならない。
  - ・ 類似業務
    - ① 都市計画もしくは交通計画におけるシミュレーション等を含む調査業務
    - ② オープンソース、ビッグデータ、機械学習、などをキーワードとして業務名称もしくは業務報告書の目次や業務概要を含むプログラム開発業務
    - ③ 地理情報システム(GIS)をベースとしたプログラム開発業務

### 3. 手続き等

- (1) 担当者  
〒305-0802 茨城県つくば市立原 1 番地 国立研究開発法人建築研究所  
住宅・都市研究グループ 主任研究員 阪田知彦(さかたともひこ)  
電話 029-864-6675(直通)、FAX 029-879-0026、電子メール sakata@kenken.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法  
交付期間:平成 30 年 7 月 4 日(水)から平成 30 年 8 月 17 日(金)まで(土曜日及び日曜・祝日は除く。交付時間は 9 時から 17 時まで)。  
交付申込:説明書の交付を希望する者は、(1)の担当者まで電子メール、郵便もしくは fax で申し込むこと。  
交付方法:電子メール又は郵送。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法  
提出期限:平成 30 年 8 月 20 日(月)12 時(必着)  
提出場所:(1)に同じ。  
提出方法:郵送(書留郵便)に限る。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの実施日時及び場所  
実施日時:平成 30 年 8 月 22 日(水)。開始時刻は後日通知する。  
実施場所:国立研究開発法人建築研究所 新館 7 階 住宅・都市研究グループ会議室

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口:上記 3(1)に同じ。
- (3) 予期せぬ事故、故障、自然災害等、やむを得ない事情により上記 3 の手続き等によることが困難となった場合、手続き等を変更することがある。
- (4) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的使用は行わない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書は無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (7) 特定した提案内容については、国立研究開発法人等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適者として特定したものであるが、会計規程等に基づく契約手続の完了までは、国立研究開発法人建築研究所との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。